

令和7年度

川崎市職員（歯科医師）

採用選考受験案内



川崎市総務企画局人事部人事課

申込受付期間

令和7年12月5日（金）～令和8年1月5日（月）午後5時（受信有効）

※ 申込はwebフォームに限ります。

1 選考区分及び採用予定人員

- 選考区分 歯科医師
- 採用予定人員 1名

2 職務概要

区分	主な職務概要
健康福祉局 保健医療政策部 健康増進課	<ul style="list-style-type: none">・ 歯科口腔保健事業の企画、調整・ 関係団体等との連絡調整・ 各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）など庁内関係部署等との連絡調整・ 歯科健康診査、健康指導、相談業務への従事・ その他歯科保健医療に関すること

3 受験資格

- 年齢
昭和36年4月2日生まれ以降の人（定年65歳）
- 資格
・ 歯科医師免許を有する人で令和8年4月1日付け採用に応じられる人（ただし、平成18年4月以降の卒業者については、歯科医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了していること。）
- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）は、受験できません。

地方公務員法（抜粋）
（欠格条項）

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考科目、日時及び場所

	選考科目	日時及び場所
第1次選考	書類審査	申込記載内容及び志望理由書（様式自由）を踏まえ審査します。
第2次選考	面接審査	（日時） 令和8年1月23日（金）～1月30日（金）のうちいずれか1日 ※日時、場所等の詳細については第1次選考合格者にメールで通知します。

- 1 面接審査の実施日に歯科医師免許証の写しを確認（取得見込みの方は除く。）させていただきます。
- 2 試験会場への自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。

5 申込手続（持参による受付は行いません。）

申込方法	本市ホームページから Web フォームにアクセスし、申込を行ってください。 【URL】 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000151258.html 【QR コード】 
提出書類	○志望理由書（様式自由） 川崎市役所で歯科医師業務を志望する理由と抱負を記載してください。 ○歯科医師免許証の写し ※ 申込みの Web フォームにデータを PDF 形式で添付してください。
受付期間	令和7年12月5日（金） ～令和8年1月5日（金）午後5時（受信有効） ※ 申込受付期間後の申込は受理できませんので御注意ください。

6 合格発表

	合格発表予定日時
第1次選考	令和8年1月14日（水） 午前10時頃（予定）
第2次選考（最終合格）	令和8年2月10日（火） 午前10時頃（予定）

- (1) 第1次選考及び第2次選考（最終合格）の発表は、市ホームページに掲載するとともに、合否にかかわらず総務企画局人事部人事課からメールで通知します。
- (2) メールが延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで確認するようにしてください。
- (3) 電話やメールによる合否についてのお問い合わせには応じられません。
- (4) 第1次選考合格者には第2次選考（面接）の日時及び場所を併せて通知します。
- (5) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、選考を受けられないことがあります。合格している場合、合格を取り消されることがあります。

7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り（電話等は不可）。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点	提供希望者は、各選考合格発表日の翌日から、1箇月以内（消印有効）に、 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ②受験票 ③返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒） を、次の住所に郵送してください。 《申出書郵送先》 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所総務企画局人事部人事課
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次選考及び第2次選考の合算)	

8 採用

- (1) 最終合格者は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和8年4月1日に採用されます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合、採用されないことがあります。
- (3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

9 給与、休暇等〔令和7年4月1日現在〕

(1) 給 与

- ・「川崎市職員の給与に関する条例」の規定に基づき支給します。
- ・初任給は、歯科医師免許取得日により、一定の基準に基づいて決定されます。
(例1) 医歴20年、課長級での採用の場合 年収1,310万円程度
(例2) 医歴10年、係長級での採用の場合 年収1,050万円程度
- ・通勤手当（1か月あたり最高55,000円）、扶養手当、住居手当、時間外手当等が該当者に支給されます。
- ・昇給は原則年1回

(2) 勤務時間

- ・8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始休日除く）
- ・所属長の許可により次の時間帯による勤務が可能です。
7時30分～16時15分
8時00分～16時45分
9時00分～17時45分
9時30分～18時15分
10時00分～18時45分

(3) 休暇制度等

- ・年次休暇20日（年間最大40日）
- ・特別休暇（夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇など）あり

(4) 営利企業等従事の制限等の特例について

- ・地方公務員法により、営利企業への従事等が制限されていますが、臨床時に取得した専門医の資格維持または臨床の技術維持のため、行政医師としての職務遂行に支障がなく、許可の基準に該当する場合などには、他病院での診療行為等が、認められる場合があります。
- ・また、必要に応じて学会等への参加や、社会医学系専門医の研修等の受講が認められる場合がありますので、御相談ください。

(5) 福利厚生

- ・共済組合の各種給付、年金制度等があります。

ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。
また、採用時期等により休暇等付与数・年収は変動することがあります。

10 個人情報の取扱について

本採用選考受験に際して、本市が収集する個人情報は、採用選考及び採用手続のみに使用いたします。

11 問い合わせ先等

川崎市役所総務企画局人事部人事課

（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）

電話：044-200-2127（直通） FAX：044-200-3753

- ※ お問い合わせの際は「歯科医師選考について」とお伝えください。
合格発表等選考情報は、下記ホームページURLから閲覧できます。
【<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000151258.html>】

